

令和6年12月27日北海道条例第84号

北海道脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進のための道税の課税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、法人の道民税、法人の事業税、不動産取得税及び道固定資産税の課税について北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の特例を設けるとともに、その特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、地域における自然環境及び生活環境との調和の下に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する産業及び金融機能の集積並びに当該産業の供給網の構築を図り、もって北海道経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素成長型経済構造 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号）第2条第1項に規定する脱炭素成長型経済構造をいう。
- (2) 脱炭素成長型経済構造移行産業 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を促進することが期待できる産業をいう。
- (3) 特定事業 次のいずれかに該当する事業をいう。
 - ア 脱炭素成長型経済構造移行産業のうち道内において本道の有する再生可能エネルギー（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号）第2条第6号に規定する再生可能エネルギーをいう。イにおいて同じ。）の潜在力を有効に活用する事業であって、規則で定めるもの
 - イ 札幌市内において脱炭素成長型経済構造移行産業のうち道内において本道の有する再生可能エネルギーの潜在力を有効に活用する事業への投資その他の金融サービスを提供する事業又は情報技術を用いた革新的な金融サービスを提供する事業のうち、規則で定めるもの
- (4) 特定事業者 次のいずれかに該当する事業者をいう。

ア 前号アに規定する事業を営み、若しくは営もうとする法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。)若しくは法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下アにおいて同じ。))の引受けを行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行う個人を含む。以下この号及び第6条第1項において同じ。)又は当該事業を営む法人を設立しようとする者

イ 前号イに規定する事業を営み、若しくは営もうとする法人又は当該事業を営む法人を設立しようとする者

(特定事業計画の認定)

第3条 特定事業者は、規則で定めるところにより、特定事業に関する計画(以下この条及び次条第1項において「特定事業計画」という。)を作成し、知事の認定を申請することができる。

2 特定事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 特定事業者に関する事項
- (2) 特定事業の内容
- (3) 特定事業の計画期間
- (4) 特定事業に係る設備投資又は不動産の取得に関する事項
- (5) 特定事業計画の実施に伴う労務に関する事項
- (6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による特定事業計画の認定の申請があった場合において、その特定事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、特定事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- (1) 脱炭素成長型経済構造移行産業及び金融機能の集積並びに当該脱炭素成長型経済構造移行産業の供給網の構築を図り、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資するものであって、規則で定める要件に適合するものであると認

められること。

- (2) 地域における自然環境及び生活環境との調和が図られ、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (3) 当該特定事業計画に係る特定事業の実施により常時雇用する従業員の数が規則で定める数以上に増加することが見込まれるものであることその他従業員に関し規則で定める要件に適合するものであること。
- (4) 当該特定事業計画に係る特定事業につき公害を防止するための適切な措置を講ずるものであること。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により認定を申請した者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該認定をしないものとする。

- (1) 道税の滞納があるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けようとしたとき。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を申請した者に通知するものとする。

(認定特定事業計画の変更)

第4条 前条第3項の認定を受けた特定事業者（以下「認定特定事業者」という。）は、当該認定を受けた特定事業計画（以下「認定特定事業計画」という。）の変更をしようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の認定について準用する。

(認定特定事業の開始等の届出)

第5条 認定特定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 第3条第3項の認定を受けた日から令和15年3月31日までに認定特定事業計画に係る特定事業（以下「認定特定事業」という。）に係る事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を設置したとき。
- (2) 認定特定事業に係る事務所等の設置の日の翌日から起算して1年以内に当該事務所等を事業の用に供したとき。
- (3) 第3条第3項の認定を受けた日から令和15年3月31日までに認定特定事業

(第2条第3号アに規定する事業に限る。次号及び第5号において同じ。)
に係る家屋若しくは償却資産(法人税法施行令第13条第2号及び第3号に掲げるものに限る。以下同じ。)又はその敷地である土地を取得したとき。

(4) 認定特定事業に係る家屋又は償却資産の敷地である土地の取得(この条例の施行の日以後の取得に限る。)の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設又は償却資産の設置に着手したとき。

(5) 認定特定事業に係る家屋又は償却資産の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋又は償却資産を事業の用に供したとき。

(認定特定事業の報告等)

第6条 前条(第2号及び第5号に係る部分に限る。)の規定による届出をした認定特定事業者又は認定革新的特定事業者(認定特定事業者のうち新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な特定事業として知事が認める事業を営む法人であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、認定特定事業の実施期間内の日を含む毎事業年度終了後、当該認定特定事業に係る事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、前条(第5号に係る部分に限る。)の規定による届出に係る償却資産に対して課する固定資産税の最初の賦課期日(地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に規定する固定資産税の賦課期日をいう。)が当該事業報告書を提出する対象である事業年度終了の日前に到来する場合は、当該届出をした認定特定事業者は、規則で定めるところにより、当該賦課期日が到来した日以後当該事業年度終了の日前に当該事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、規則で定めるところにより、当該事業報告書を提出する対象である事業年度の末日(前項ただし書の規定により事業報告書を提出する場合にあっては、前条第5号に該当することとなったとき)における従業員の数、公害防止に関する事項その他認定特定事業の実施状況に関する事項を記載しなければならない。

3 知事は、第1項の事業報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、前条の規定による届出の状況及び当該事業報告書の内容を踏まえ、認定特定事業が認定特定事業計画(第4条第1項の規定による変更の認定があった

ときは、その変更後のもの。以下この項及び第8条第1項において同じ。)に基づき円滑かつ確実に実施されたことを確認し、課税免除又は不均一課税(以下「課税免除等」という。)の適否、課税免除等の対象となる道税の税目及び課税免除等の算定に必要な次に掲げる割合を決定するものとする。

- (1) 認定特定事業者が道内において実施する事業に占める認定特定事業の割合(以下「認定特定事業割合」という。)
- (2) 認定特定事業者が認定特定事業計画に基づき取得した家屋、その敷地である土地及び償却資産の敷地である土地の面積に占める認定特定事業(第2条第3号アに規定する事業に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用に供している当該家屋(認定特定事業の用に供する部分に限る。)、その敷地である土地及び償却資産(認定特定事業の用に供する部分に限る。)の敷地である土地の面積の割合(第16条において「認定特定事業供用割合」という。)
- (3) 認定特定事業者が認定特定事業計画に基づき取得した償却資産のうち地方税法第349条の4第1項に規定する大規模の償却資産(以下この号及び第17条において「大規模償却資産」という。)の価額に占める認定特定事業の用に供している大規模償却資産(認定特定事業の用に供する部分に限る。)の価額の割合(第17条において「認定特定事業償却資産割合」という。)

(認定特定事業の廃止等の届出)

第7条 認定特定事業者は、認定特定事業を廃止し、休止し、又は休止した認定特定事業を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定特定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定特定事業計画の認定を取り消すことができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、特定事業に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

- (1) 令和15年3月31日までに認定特定事業に係る事務所等の設置又は家屋若しくは償却資産の取得をしていないとき。
- (2) 認定特定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと

き。

- (3) 第3条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 前条の規定による廃止の届出があったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により、第3条第3項の認定を受け、第5条の規定による届出をし、又は第6条第1項の事業報告書を作成し、若しくは提出したとき。
- (6) その他知事が認定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 第3条第5項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。
(報告徴収及び立入検査)

第9条 知事は、第3条から前条までの規定の施行に必要な限度において、認定特定事業者に対し、その認定特定事業に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、認定特定事業者の事務所等その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認定産業特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第10条 知事は、認定産業特定事業者（認定特定事業者のうち第2条第4号アに規定する事業者をいい、認定革新的特定事業者を除く。以下同じ。）に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の道民税について、当該各事業年度に係る法人税割額（当該法人税割額については、地方税法第53条第36項から第38項まで及び第50項の規定による控除前の額とする。）

から、当該各事業年度に係る法人税割の課税標準となる法人税額に当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第33条(同条例附則第13条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する税率を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる当該各事業年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各事業年度	割合
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年以内に終了する各事業年度	10分の10
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度	2分の1

(認定金融特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第11条 知事は、認定金融特定事業者(認定特定事業者のうち第2条第4号イに規定する事業者をいい、認定革新的特定事業者を除く。第14条において同じ。)に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日(当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日)の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度(第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。)

(当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度)の法人の道民税について、当該各事業年度に係る法人税割額(当該法人税割額については、地方税法第53条第36項から第38項まで及び第50項の規定による控除前の額とする。)から、当該各事業年度に係る法人税割の課税標準となる法人税額に当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第33条(同条例附則第13条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する税率を乗じて得た額を免除するものとする。

(認定革新的特定事業者に対する法人の道民税の課税免除等)

第12条 第10条の規定は、認定革新的産業特定事業者(認定革新的特定事業者のうち、第2条第4号アに規定する事業者をいう。第15条第1項において同

じ。)に第6条第3項の決定をしたときの法人の道民税の課税免除等について準用する。この場合において、第10条中「当該認定特定事業を開始した日(当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。)」とあるのは「その法人の設立の日」と、同条の表中「当該認定特定事業を開始した日」とあるのは「法人の設立の日」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定革新的金融特定事業者(認定革新的特定事業者のうち、第2条第4号イに規定する事業者をいう。第15条第2項において同じ。)に第6条第3項の決定をしたときの法人の道民税の課税免除等について準用する。この場合において、前条中「当該認定特定事業を開始した日(当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日)」とあるのは、「その法人の設立の日」と読み替えるものとする。

(認定産業特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等)

第13条 知事は、認定産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日(当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。)の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度(第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。)(当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度)の法人の事業税について、当該各事業年度に係る事業税額(当該事業税額については、地方税法第72条の24の11の規定による控除前の額とする。)から、課税標準となる付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額にそれぞれ当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第39条(同条例附則第7条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する税率を乗じて得た額の合計額に次の表の左欄に掲げる当該各事業年度の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各事業年度	割合
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年以内に終了する各事業年度	10分の10
当該認定特定事業を開始した日の属する事業年度の初日から5年を超え10年以内に終了する各事業年度	2分の1

(認定金融特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等)

第14条 知事は、認定金融特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日）の属する事業年度の初日から10年以内に終了する各事業年度（第3条第3項の認定を受けた日の属する事業年度以後の各事業年度に限る。）（当該事業年度中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあつては、当該事業年度の前年度までの各事業年度）の法人の事業税について、当該各事業年度に係る事業税額（当該事業税額については、地方税法第72条の24の11の規定による控除前の額とする。）から、課税標準となる付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額にそれぞれ当該事業年度における認定特定事業割合を乗じて得た額に北海道税条例第39条（同条例附則第7条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額の合計額を免除するものとする。

(認定革新的特定事業者に対する法人の事業税の課税免除等)

第15条 第13条の規定は、認定革新的産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときの法人の事業税の課税免除等について準用する。この場合において、第13条中「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）」とあるのは「その法人の設立の日」と、同条の表中「当該認定特定事業を開始した日」とあるのは「法人の設立の日」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、認定革新的金融特定事業者に第6条第3項の決定をしたときの法人の事業税の課税免除等について準用する。この場合において、前条中

「当該認定特定事業を開始した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日）」とあるのは、「その法人の設立の日」と読み替えるものとする。

（不動産取得税の課税免除等）

第16条 知事は、認定産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業の用に供する家屋、その敷地である土地及び償却資産の敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税額から、それぞれ当該家屋、その敷地である土地又は償却資産の敷地である土地の課税標準となる価格に認定特定事業供用割合を乗じて得た額に北海道税条例第44条（同条例附則第7条の3の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額を免除するものとする。

（道固定資産税の課税免除等）

第17条 知事は、認定産業特定事業者に第6条第3項の決定をしたときは、当該認定特定事業の用に供する大規模償却資産に対して課する道固定資産税額（当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日（当該認定特定事業が既にこの条例の規定による課税免除等を受けた認定特定事業者が行った認定特定事業と同一の事業であると知事が認めるときは、知事が定める日。以下この条において同じ。）以後最初に到来する道固定資産税の賦課期日の属する年以後10年以内の各年（第3条第3項の認定を受けた日の属する年の翌年以後の各年に限る。）（当該年中に第8条第1項の規定により認定を取り消された場合にあっては、当該認定を取り消された日の属する年までの各年）の間に課すべきものに限る。）から、当該大規模償却資産に対して課する道固定資産税の算定に用いられた課税標準となる金額に認定特定事業償却資産割合を乗じて得た額に北海道税条例第89条の4に規定する税率を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる当該各年の区分に応じ当該右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を免除するものとする。

各年	割合
当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する	10分の10

道固定資産税の賦課期日の属する年以後5年以内の各年	
当該大規模償却資産を取得し、又は製作した日以後最初に到来する 道固定資産税の賦課期日の属する年以後5年を超え10年以内の各年	2分の1

(課税免除等の取消し)

第18条 知事は、この条例の規定により課税免除等を受けた認定特定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該課税免除等を取り消すことができる。

- (1) 課税免除等の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除等を受けたとき。

(他の条例による課税免除等との調整)

第19条 この条例の規定による課税免除等は、他の条例の規定による課税免除等を受けることができるときはその課税免除等の限度において、行わない。

(規則への委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

説 明

北海道経済の活性化に資するよう、道税の課税の特例及びその特例の適用に必要な事業計画の認定等に関する事項を定めることにより、地域における自然環境及び生活環境との調和の下に、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する産業及び金融機能の集積並びに当該産業の供給網の構築を図ることとするため、この条例を制定しようとするものである。